令和7年度

群馬県農薬適正使用推進員養成研修・認定試験のご案内

本県では、平成 17 年度から、農薬の適正使用等を実践する強い意欲を持ち、他の 農業者に適切な助言等できる方を群馬県農薬適正使用推進員として認定しています。 本年度は、会場で養成研修及び認定試験を実施します。

責 務

農薬適正使用推進員の主な責務は次のとおりです。

- 1 農薬取締法その他農薬に関連する法令の遵守
- 2 農薬の使用状況の記帳実践と推進
- 3 農薬の適正な保管管理の実践
- 4 他の農薬使用者に対する農薬の適正使用に関する助言(使用基準に関する部分を除く)及び農薬関連情報の提供

受講・受験資格

次のいずれかに該当する県内居住者又は県内で農業に従事している方(予定を含む)が受講及び受験できます。

- 1 農業者(研修受講年度に出荷実績を有する方または経営耕地面積が 10 a 以 上の方)
- 2 農業法人の農業従事者
- 3 その他知事が適当と認める方(概ね1年以内に就農予定の農業学校等在籍者)

日時・会場

日時	会 場
令和8年2月4日(水) 12:50~16:20	群馬県前橋合同庁舎 大会議室 (前橋市上細井町2142-1)

費用

無料

スケジュール

時間	内容
12:30 ~ 12:50	受付
12:50 ~ 13:00	オリエンテーション
13:00 ~ 13:40	 農薬一般、農薬適正使用推進員の責務等
13:50 ~ 14:30	農薬使用者として知っておくべき食の安心・安全
14:40 ~ 15:20	病害虫防除対策一般
15:30 ~ 16:20	認定試験(三者択一式、30 問)

[※]都合により研修内容を変更することがあります。

★申込方法は裏面を御覧ください

申込方法

「ぐんま電子申請受付システム」又は「農業事務所への提出」により申請をお願いします。

- (1) ぐんま電子申請受付システム(LoGo フォーム)による申込
 - (ア) 申込期限 令和7年12月26日(金) (期限厳守)
 - (イ) 申請先リンク 令和7年度群馬県農薬適正使用推進員養成研修・認定試験申請 (LoGo フォーム) **↑** https://logoform.jp/form/9cfD/1316531
- (2)農業事務所への提出による申込
 - (ア)申込期限 令和7年12月26日(金) (期限厳守)
 - (イ)提出方法 郵送、FAX、又は持参(郵送の場合は当日消印有効)
 - (ウ)提出書類 □「群馬県農薬適正使用推進員養成研修受講申請書」(様式第1号) □「調書」(様式第2号)
 - ※提出書類は、群馬県のホームページから上記様式をダウンロードすることができます。

https://www.pref.gunma.jp/page/9271.html

トップページ > しごと・産業・農林・土木 > 農業 > 農業関係の計画、有機・循環型農業、 肥料、農薬、家畜防疫のことなら> 肥料・農薬・植物防疫・農業用免税軽油



(エ)提出先

管 轄 地 域	申 請 書 ・ 調 書 提 出 先
前橋市、渋川市、伊勢崎市北群馬郡、佐波郡	中部農業事務所 農畜産課 〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話: 027-233-2011 FAX: 027-235-4195
高崎市、安中市、藤岡市、 富岡市、多野郡、甘楽郡	西部農業事務所 農畜産課 〒370-0805 高崎市台町 4-3 電話:027-322-0539 FAX:027-324-6751
吾妻郡	吾妻農業事務所 農畜産課 〒377-0424 中之条町大字中之条町 664 電話:0279-75-2311 FAX:0279-75-6872
沼田市、利根郡	利根沼田農業事務所 農畜産課 〒378-0031 沼田市薄根町 4412 電話: 0278-23-0188 FAX: 0278-23-4597
太田市、桐生市、みどり市 館林市、邑楽郡	東部農業事務所 農畜産課 〒373-0033 太田市西本町 60-27 電話:0276-31-3824 FAX:0276-31-8388

問い合わせ先 (上記農業事務所または下記にお願いします。)

群馬県農政部 農政課 有機・循環型農業推進室 農業環境・植物防疫係



電話: 027-226-3038 e メ-ル: shokubou7@pref.gunma. 1 g.jp